

障害者雇用分科会における2021年度目標の評価について（案）

2021年度の目標として障害者雇用分科会において設定した年度目標について、当該分科会が実施した評価の結果は、概ね以下のとおりである。

（障害者雇用分科会において設定された年度目標の動向）

◎ ハローワークにおける障害者の就職件数について

〔2021年度目標〕 前年度（89,840件）以上

〔2021年度実績〕 96,180件

（参考）ハローワークにおける障害者の就職率 42.9%

（分析）

- 2021年度のハローワークにおける障害者の就職件数は96,180件（対前年度比7.1%）であり、目標（89,840件以上）を上回ったが、2019年度（103,163件）と比較すると6.8%減少しており、コロナ禍以前の状態には戻っていない。
- これは、新規求職申込件数について、主に精神障害者の求職活動が活発化したことにより増加（223,985件、対前年度比5.7%）した一方で、求人数について、障害者の就職先として比較的高い割合を占める以下の業種を中心に増加したものの、前々年度の水準までの回復には至らなかったことによるものと考えられる。
 - ・「医療、福祉」（対前年度比：求人9.4%増、就職4.3%増）
（対前々年度比：求人2.2%増、就職0.4%増）
 - ・「製造業」（対前年度比：求人19.8%増、就職18.5%増）
（対前々年度比：求人21.3%減、就職8.6%減）
 - ・「サービス業」（対前年度比：求人16.9%増、就職13.2%増）
（対前々年度比：求人9.0%減、就職0.9%減）
- このため、就職件数をコロナ禍以前の2019年度水準に近づけるよう、今後は特に、「企業向けチーム支援」や「障害者向けチーム支援」も活用しつつ、求人者・求職者双方に希望条件の緩和を促す等による適格紹介や求人開発による能動的なマッチング支援を実施するとともに、引き続き、
 - ・ 担当者制等、求職者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介
 - ・ 就職支援ノウハウの継続的な向上を図り、効果的な紹介・就職につな

げるための各ハローワークにおける取組共有
を実施していく。

◎ 障害者雇用率関係

① 障害者の雇用率達成企業割合

〔2021年度目標〕 47.4%以上

〔2021年度実績〕 調査中（2022年6月1日時点）

② 障害者雇用ゼロ企業（2021年6月1日時点）のうち、新たに障害者を
雇用した企業（2022年6月1日時点）の割合

〔2021年度目標〕 15.2%以上

〔2021年度実績〕 調査中（2022年6月1日時点）

- 2022年の障害者雇用状況報告（2022年6月1日時点）の結果を踏まえて
分析する予定（2022年の障害者雇用状況報告は年度内を目途に公表する予
定）。

◎ 精神障害者雇用トータルサポーター支援実績

① 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、
就職に向けた次の段階へ移行した者の割合

〔2021年度目標〕 72.8%以上

〔2021年度実績〕 78.7%

② 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向け
た次の段階へ移行した者のうち、就職した者の割合

〔2021年度目標〕 84.3%以上

〔2021年度実績〕 84.5%

（分析）

- 2021年度の精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者
（11,887人）のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者（9,354人）の割
合は78.7%となっており、2021年度目標（72.8%）を上回った。
- また、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向
けた次の段階へ移行した者（9,354人）のうち、就職した者（7,907人）の
割合は84.5%となっており、同様に2021年度目標（84.3%）を上回った。

- これらの主な要因としては、求職者に対して、通常のカウンセリングを実施することに加え、コロナ禍で職場実習の実施が制限される中であっても、ナビゲーションブックや就労パスポート等の作成支援を通じて、自らの障害特性の理解促進や職業生活上の課題の整理を支援するほか、自身のアピールポイントや希望する配慮などを書面にまとめ紹介時に事業主に伝える等の取組を着実に実施したことが考えられる。
- 引き続き、求職者に対して、個別相談によるきめ細かい支援を実施するとともに、事業主に対しても、障害特性の理解の促進や雇用管理のノウハウの提供、助成金等の各種支援メニューの活用を提案を行うなど、マッチングの促進に向けた受入体制の整備を通じ、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための支援を実施していく。
- なお、全体として目標は上回ったものの、各局の状況を個別に見ると、支援対象者について、精神疾患の症状が顕著に見られ体調が安定しない等により、職業紹介や職業訓練等の段階に移行することが非常に困難な者も選定している場合があった。
- このため、精神疾患の症状が顕著に見られるなど、生活状況や心身の状態に鑑みて精神障害者雇用トータルサポーターによる継続的な支援を受けられる状態にない者は、医療機関や支援機関等へ適切なタイミングで誘導すること、及び支援の開始にあたって精神障害者雇用トータルサポーターによる支援内容を説明し、本人に継続した個別支援を受けることへの意思確認を行うことを徹底する。